

被 処 分 者	認定番号	山口県公安委員会 第247号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	代行運転 チャチャチャ海人
	主たる営業所が所在する市区町村	下関市
処分年月日	令和8年1月15日	
処分内容	営業停止(停止期間 令和8年1月16日から 令和8年2月1日まで の17日間)	
処分理由	累積点数	
根拠法令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項 同法施行令第5条第1項第2号	
処分を行った公安委員会	山口県公安委員会	